

令和 6 年度

給食物資納入業者競争入札参加資格審査

申請要領

(学校給食用)

令和5年12月

宇佐市教育委員会学校給食課
(南部学校給食センター)

令和6年度宇佐市学校給食物資納入業者競争入札参加資格審査申請要領

1. 対 象

宇佐市立南部学校給食センター運営委員会が発注する学校給食物資納入契約に係る競争入札に参加を希望する者。

2. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後、3年を経過しない者でないこと。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- (4) 宇佐市内に本店又は支店を有する者については宇佐市税の滞納のない者であること。

3. 申請書の提出先等

- (1) 場 所 〒872-0841 大分県宇佐市安心院町矢畑444番地
宇佐市立南部学校給食センター TEL：0978-34-2662
- (2) 期 間 令和6年1月4日(木)から1月31日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 時 間 午前8時30分から午後5時まで
(12時15分から13時までを除く) ※ (時間厳守)

4. 提出書類・提出部数

- (1) 別表「競争入札参加資格審査申請書類一覧表」に掲げる書類を各1部提出すること。
- (2) 申請書類の様式は、「宇佐市立南部学校給食センター運営委員会独自様式」とする。

5. 提出方法等

- (1) 持参又は郵送若しくは総務省に認可を受けた民間事業者の行う信書便によるものとする。郵送又は信書便の場合は、令和6年1月31日(水)午後5時までに必着するものに限る。
- (2) 郵送又は信書便の場合は、封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書するとともに、郵送の場合は必ず簡易書留（信書便の場合は書留サービス等配達記録が残るもの）とすること。また、受付票が必要な者は(3)の返信用封筒とは別に返信用封筒（あて先明記・切手貼付）を同封すること。ただし、受付票を(3)の返信用封筒に同封を可とする場合においては不要とする。
- (3) 当該競争入札参加資格審査申請の審査結果を令和6年3月末までに各申請者に通知するので、返信用封筒（角形2号）に120円切手を貼付して提出すること。

6. 資格の認定

- (1) 資格の認定は営業種目ごとに認定するものとする。
- (2) 競争入札参加資格の認定結果は、別途申請者に通知する。
- (3) 競争入札参加資格審査の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の認定を行わないことができるものとする。**

ア 競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。

イ 審査の過程又は審査の結果で、競争入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

ウ 審査を行う過程又は審査の結果において、経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

7. 資格の有効期間

令和7年4月末日まで有効とする。

8. 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 2の規定による資格要件を有しなくなったとき、又は6(3)の各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 他の官公署に対する不正行為等により、その指名を停止又は取り消されたとき。
- (3) 有資格者の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又は契約の履行が不良のとき。
- (4) 競争入札参加資格継続申請書（添付書類を含む。）を提出する必要がある者が提出期間内に提出しない場合又は提出した申請書の内容審査により競争入札参加資格がないと判断した場合

9. 申請した事項の変更等の届出

申請した事項又は添付書類に変更等が生じたときは、直ちに文書により変更等の届出をすること。

[別表]

競争入札参加資格審査申請書類一覧表

申 請 書 類
1. 学校給食用物資納入業者登録申請書
2. 使用印鑑届 ※ 入札、見積、契約及び請求等に際して使用する印
3. 委任状
4. 消費税及び地方消費税の納税証明書、税務署発行の納税証明書 (その3、その3の2、その3の3のいずれか)
5. 法人：法務局が発行する登記事項証明書（商業登記簿謄本） 個人：市町村が発行する代表者の身分証明書
6. 印鑑証明書
7. 支店等報告書（宇佐市内の支店のみ）
8. 貸借対照表または令和4年所得税の確定申告書の写し
9. 市税の滞納のない証明書 ※ 令和6年1月4日以降発行のもの。 ※ 宇佐市内に本店又は支店等を設置していて、初回決算の申告月が未到来の者は、支店等の設置届（控用）の写し（税務課発行）を添付すること。
10. 下水道・水道料金の滞納のない証明書 ※ 令和6年1月4日以降発行のもの。
11. 営業品目調書
12. 受付票
13. 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
14. 官公庁の許認可の必要な事業については、その証明書（許可証）の写し

登録番号

申請書類確認表

フリガナ		フリガナ		連絡先（電話）
申請者名 （商号又は名称）		担当者名		TEL
				FAX

- ・申請書類はこの確認表で照合のうえ提出してください。
- ・この申請書は必ず持参してください。
- ・審査結果及び契約書類送付用封筒（角型2号、切手添付）を併せて提出してください。

◎提出しなければならない書類

番号	書類名称	備考	申請者確認欄	宇佐市確認欄
1	学校給食用物資納入業者 登録申請書			
2	使用印鑑届			
3	委任状			
4	消費税納税証明書			
5	登記事項証明書もしくは 身分証明書			
6	印鑑証明書			
7	支店等報告書			
8	貸借対照表または 確定申告書			
9	市税の滞納のない証明書	証明日R6.1.4以降の もの※原本に限る。		
10	下水道・水道料金の 滞納のない証明書	証明日R6.1.4以降の もの※原本に限る		
11	営業品目調書			
12	受付票			
13	暴力団排除に関する 誓約書兼照会承諾書			
14	官公庁の許可が必要な業種 については、その証明書 （許可証）等の写し	有効期限注意		

◎提出しなければならない書類（参考）

番号	書類名称	備考	徴取先
1	学校給食用物資納入業者登録申請書	(書類有)	
2	使用印鑑届	(書類有)	
3	委任状	(書類有) 必要があれば提出	
4	営業品目調書	(書類有)	
5	受付票	(書類有)	
6	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	(書類有)	
7	貸借対照表または確定申告書	(書類有) 貸借対照表 (書類無) 確定申告書	
8	支店等報告書	会社の機構図等 (支店等であれば任意様式で提出)	
9	消費税納税証明書	消費税を納税している場合	税務署
10	登記事項証明書もしくは身分証明書	法人 (会社) : 登記事項証明書 個人 : 身分証明書	法人 : 法務局 個人 : 市役所 (市民課)
11	印鑑証明書	法人 : 会社の印鑑証明 個人 : 個人の印鑑証明	法人 : 法務局 個人 : 市役所 (市民課)
12	市税の滞納のない証明書	証明日 R 6. 1. 4以降のもの ※原本に限る。	市役所 (税務課)
13	下水道・水道料金の滞納のない証明書	証明日 R 6. 1. 4以降のもの ※原本に限る	市役所 (上下水道課)
14	官公庁の許可が必要な業種については、その証明書 (許可証) 等の写し例) 営業許可証等	許可証の有効期限に注意すること	